

〔資料〕

弾左衛門資料に関する基礎的研究 (一)

石 尾 芳 久
市 川 訓 敏
吉 田 徳 夫

被差別部落史の研究のなかで、江戸浅草の弾左衛門の研究は立ち遅れている。その理由は、弾左衛門関係の史料が充分に発掘されていないためである。弾左衛門は、幕府の穢多頭であり、そのため弾左衛門に表れる幕府の支配は、弾左衛門一人の研究にとどまる性格のものではない。また弾左衛門の支配が関八州・甲斐・伊豆に及んでいたというが、幕府の穢多頭としての弾左衛門の権威は全国的なものであったと見るべきであり、幕藩体制下における賤民身分に対する支配は、幕府の弾左衛門支配に本質を表していると考えてもよいだろう。弾左衛門関係の史料の公開が待たれる所以である。

ここに取り上げる「記事条例」は、国会図書館の所蔵にかかる「旧幕府引継書」のなかの一部である。「旧幕府引継書」は、既にマイクロ・フィルム撮影されて、広く利用可能な状態にあり、既に一部は翻刻もされているが、何しろ膨大な量でもあり、弾左衛門に関する史料の翻刻を他に待つことはできない。本稿では、「記事条例」のなかの「穢多非人諸訴之部」を二回にわたり全て翻刻し、解説を付す予定である。

「旧幕府引継書」は主として町奉行関係の記録・書類であり、「記事条例」も町奉行所が言上帳・諸事留帳等にもとづいて作製したものである。弾左衛門と町奉行所との関係は、「弾左衛門代替」(「旧幕府引継書」所収)によれば、南北両町奉行の内寄合の

席で、彈左衛門の代替りの儀礼が行われており、彈左衛門に対する支配が町奉行の管轄であったことがわかる。そのため、彈左衛門関係史料は、この町奉行所関係の記録に多く、同じく町奉行所の作製した諸「撰要集」などにも彈左衛門関係史料があり、その一部は既に『日本庶民生活資料集成』（第二十五巻）に収められている。「記事条例」の「穢多非人諸訴之部」も、既に研究者によって利用されているが、その全てを広く公開することが研究上の常道であると思う。

「記事条例」六十七ノ上

穢多非人諸訴之部

- 一 穢多頭彈左衛門御役所門内刀帯候儀、中絶致し候二付、如已前致度旨願、
- 二 右二付、組頭共着服并御役所内帯刀之儀、彈左衛門伺、
- 三 御鉄砲方同心御仕置場江罷越、犬打候二付、場所見分等之趣、穢多頭彈左衛門訴、
- 四 溜預申付置候囚人、相溜囚人江疵付候二付、非人頭善七訴、
- 五 彈左衛門手下之者不届有之、死罪可申付哉之旨伺出候処、伺候筋二者無之旨申渡候二付、猶又差出候届書、
- 六 彈左衛門圈内ニ留置候出家、致自害相果候二付、檢使願、
- 七 同人手下之者圈内ニ而、町人等口論之上、疵受候二付、檢使願、
- 八 非人小屋後^ロニ而、町人体之者首縊相果候二付、檢使願、
- 九 彈左衛門圈内ニ捨子有之候訴、

附、捨子病死いたし候訴、

十 彈左衛門不屈有之、退身申付候ニ付訴、

十一 寺地内ニ非人小屋怪火ニ而類焼いたし候旨、彈左衛門訴、

十二 彈左衛門手下之者韃皮語被取候訴、

十三 非人小屋前河岸江流來候品拾ひ取候訴、

但、晒之上、不_レ証立品ニ付、取捨申付候事、

十四 非人川内ニ而衣類其外拾取候訴、

但、身分不相応之品ニ付、為禿払代錢為取候事、

十五 非人町方ニ而米拾ひ取候訴、

十六 右同断、木綿合羽拾ひ取候訴、

十七 彈左衛門手下之者方々出火致し候節、心得方之儀ニ付、同人差出候書付、

一

乍恐以書付御願申上候事

○彈左衛門の出仕格式
につき、番所門内ま
で袴帯刀を願う。

渡辺大隅守綱貞

寛文元年―同十三
年

村越長門守吉勝

万治二年―寛文七

一、三御番所様江罷上り格式、役之者と私、逆ニ罷成候儀者、渡辺大隅守様、村越長門守様御代、相勤申候
彈左衛門病身ニ付、名代ニ而相勤候砌、段々不身上故、平日御用之節者、召仕連申候儀も、名代之もの
誤來略儀ニ仕候、此儀自然与格式之様ニ罷成申候、往古々大御老中様奉初め、諸御奉行所様江、刀上下
ニ而今以相勤申候、御番所様之儀平日御用多御座候故、自然与略儀ニ仕候處、只今格式之様ニ罷成候儀
者、私方々誤來候儀ニ御座候、此度奉願候上者、只今役之者差出、御伺仕候儀も向後私直ニ相勤可申候
間、何卒古來之通、御門内迄刀ニ而出勤仕候様ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候以上、

年それぞれ南北町
奉行

享保四年亥二月

浅草

弾 左 衛 門

○奉行の指示

弾左衛門に対し、番
所門前まで帯刀を差
免。

○史料四〇に記載の注
釈文

右御番所前迄帯刀候儀、差免候段、弾左衛門江可申渡旨、年番坪内能登守組小原六左衛門、中山出雲守組阿部彦太夫、大岡越前守組植竹藤右衛門、三人江同月廿六日申渡、但、上下者不差免、尤以美服着仕間敷段、是又可申渡旨三人江申聞候事、

右書面ニ役之者ヲ唱候儀ハ、古来困内役人ヲ唱、御仕置御用相勤候矢之者六拾五人有之、其頭迄ハ御仕置御用等有之呼出有之節、右六拾五人之内を順役ニ差出御用相勤候儀ニ有之、且又役之者ヲ格式逆ニ罷成候儀在之儀ハ、渡辺大隅守・村越長門守勤役中、帯刀御免被仰付候处、弾左衛門病身ニ而名代之者帯刀仕相勤、本人者脇差斗ニ而罷出、自分ヲ誤来候儀ニ有之、名代ハ御門内刀帯シ、其頭弾左衛門脇差斗ニ而相勤、却而手下之者帯刀いたし候故、格式逆ニ相成候間願旨、享和元酉年六月弾左衛門江尋候处、書面之通書付差出候事、

二

乍恐書付を以御伺申上候事

一、昨廿六日私被召寄、三御番所様御門内迄刀帯相勤候様被仰付難有奉存候、就夫御伺奉申上候、組頭貞右衛門、浅右衛門儀者私同意ニ支配下取扱仕、惣御役所様江罷上り申候節、私上下着用仕、組頭者羽織袴ニ而相勤来申候、支配下之儀御尋又者御用之品ニよつて、組頭ともども罷出候儀粗御座候、然上者、

○組頭の出仕格式につ
ぎ、羽織・帯刀を願
う。

○奉行所の指示
組頭に番所前までの
帯刀を差免。

○史料四一に記載の注
釈

天明年間、組頭の浅
右衛門・貞右衛門欠
落

○田付四郎兵衛組衆非
人々足を集め、品川
御仕置場にて犬を打
つ。

此儀も役之者と者格式逆ニ罷成申候間、羽織斗ニ而刀帶し、三御番所様江為相勤申度奉存候、依之御伺
奉申上候、以上、

享保四亥年二月廿七日

浅草

弾左衛門

右組頭貞右衛門、浅右衛門兩人御番所前迄刀帶候儀、指免候段、弾左衛門江可申渡旨、年番坪内能登守
組小原六左衛門、中山出雲守組阿部彦太夫、大岡越前守組植竹藤右衛門、三人江同月廿九日申聞候事、

右貞右衛門、浅右衛門儀、弾左衛門同様支配下取扱致候二付、弾左衛門召連出候砌者、袴着不仕、刀
者帯罷出、為代役出候砌者、羽織袴刀帯罷出候様仕度旨、享保四亥年三月願候处、願之通被仰渡、其
通相勤候处、浅右衛門儀、非人共江高利之金錢貸出候一件二付、天明元丑年十二月落着申渡候二付、
呼出し有之候節、致欠落、貞右衛門儀ハ、同二寅年五月非人頭善七手下小屋頭庄左衛門吟味二付、呼
出候節、同日欠落いたし、其後兩人共行衛不相知、跡退転致、当時組頭と申もの無之旨、享和元酉年
六月弾左衛門相尋候处、書面之通申立候事、

三

安永七年戊七月廿九日南御番所言上帳書抜

穢多

弾左衛門煩二付代

品川御仕置場

儀右衛門申上候、

昨廿八日被仰付候通、品川御仕置場江私手下儀右衛門并松右衛門手下小屋頭幸右衛門、非人人足五人召連罷出候処、田付四郎兵衛様御組衆御出被成、場所御見分相濟、今晚御手当被遊、犬集り次第御打被成候二付、非人人足之儀ハ式三人二而も右御場所勝手存候者、差出候様被仰付候、此段為御訴申上候由、右之彈左衛門代義右衛門申来候、

戊閏七月二日

○田付四郎兵衛組衆、

品川御仕置場にて斃馬の埋置きを見る。

浅草御仕置場

右、彈左衛門申上候前書御訴申上候通、其夜も犬御打被成候儀相延、昨朔日右場所江斃馬出候二付、此段御組方江申上候得者、夜二入御打被成候場所八間離レ、皮を取候馬を半分埋置様子御覽被遊候間、五六日相過、又々右場所江御出被遊候由被仰付候二付、人足共二右之趣申付御差凶之通致置候、今日者浅草御仕置場所を御見分被遊候段、私手下忠右衛門、伊右衛門与申もの江被仰付候二付、人足手当申付候、此段御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、

四

天明九酉年正月七日言上帳書抜

車

善七申上候、

○溜預けの辰五郎乱心し、溜世話役の新兵衛を打擲す。

一、当御番所様御掛、本所柳原五丁目甚蔵店新兵衛与申もの、去年七月十八日病氣二付、出牢溜御預被仰付、其後三ノ溜世話役為相勤罷在候処、南御番所様御掛、芝金杉通四丁目孫四郎店辰五郎与申者、旧臘晦日直御預被仰付候処、二三日以前不揃之様子ニ相見候間、新兵衛江申付、心為附置候処、昨夜九時過、

奉行所の指示
車善七を召出す

○抱非人権八、小屋主
の妻ねいを殺害。
彈左衛門の申渡す死
罪は奉行所への届書
で済すことを奉行所
が指示

新兵衛儀使用ニ罷越候砌、乱心致候体ニ相見江、起上り何方江參候哉与引留、其上側ニ有合候古膳を以、打擲致し新兵衛左眉毛を眼尻江懸、横壹寸五分程打疵壹ヶ所并左腕豎ニ壹寸程すりむき疵壹ヶ所付候間、相溜之もの共取鎮候而、疵人江者医師懸置申候、此段御訴申上候得者、御檢使被下置候、為檢使此方より大八木七兵衛、向方土橋孫助罷越改申候、
右者、翌八日善七斗召出、疵人新兵衛儀ハ疵養生申付、辰五郎儀者乱心相直り候ハ、可訴出旨申付之、
但、白洲江者不出、当番ニ而申付之、

五

明和五子年六月八日言上帳書抜

穢多

彈左衛門申上候、

(御カ)

一、私手下相州陶綾郡大磯宿小頭助左衛門手下、同国高座郡藤沢宿非人小屋主源左衛門抱非人権八与申、五十式歳罷成候者去亥年六月廿日夜、右源左衛門女房祢いを致殺害逃去候処、同廿八日召捕、右助左衛門引連出候間、吟味仕候処、権八儀祢いを殺害仕候儀相違無御座候間、同十二月廿五日私方法之通、右権八を死罪ニ可申付旨奉伺候得者、御伺申上候筋ニ而者無之候間、段々御評議之上御届書ニ而申上候様被仰渡候処、其通認置今日申上候得ハ前例有之候間、被御聞置、尤法之通可致旨被仰付候、為後日申上候由、右之彈左衛門煩ニ付代市右衛門申来候、

安永二巳年四月廿九日

一、非人頭善七手下、本所回向院境内ニ罷在候小屋頭十兵衛抱非人久八事、勘五郎死罪ニ申付候訴

六

宝曆八寅年六月晦日言上帳書抜

穢多

彈左衛門申上候、

○体解院、松高院兩人
囲内を尋ねる。彈左
衛門兩人を留置き、
奉行所に訴える。松
高院、自殺をはかる。

土屋越前守正方、南
町奉行、宝曆三年、
明和四年

○史料四五に記載

○新鳥越町の新七・源
助・嘉兵衛、囲内に
て彈左衛門召仕う弥
市、次郎平に疵をつ
ける。

一、下谷坂本三町目入谷百姓宇平治地借り三宝院方二居候出家体解院与申、五十歳斗二罷成候もの并武州稲毛領土橋村正福寺隠居當時本所五ツ目慈性院二居候出家松高院与申、五十四五歳斗二罷成候者兩人、今日私方江参り私井囲之内之者共今所々江金子等借出シ候儀を相尋候二付、怪敷奉存、兩人共二留置、昨日御月番越前守様御番所江御吟味奉願候得者、今朝五時召連可罷出与被仰渡候処、右出家之内松高院儀今朝六時雪隠江参度由申二付、則雪隠江兩人差添遣候処、雪隠之内二而うなり声仕候二付、戸を明見候得者、小刀二而咽壹ヶ所致自害候得とも、未相果不申候、此段右御番所江申上候得者御檢使被下候、為御届申上候由、右彈左衛門代儀兵衛申来二付、為檢使此方今島平十郎、越前守方今中田平左衛門罷越改申候、

右体解院、松高院兩人共、翌朔日一通相尋候上、揚屋二入、右者此方月番中也

七

明和六丑年十二月十七日言上帳書抜

一、穢多彈左衛門申上候、私囲内二而今夕七時過、新鳥越町老町目藤兵衛店新七、同店源助、同町伝藏店嘉兵衛与申者共、右町内今囲内江壁土を運び、右囲内二休罷在候処、私召仕弥市、次郎平与申者共浅草市二而調候品を担ひ通懸り候処、道を塞キ居候儀今事起、右新七儀弥助眼之脇江疵付候二付、右三人之も

牧野大隅守成賢、南町奉行、明和五年、天明四年

奉行所の判決

新七手鎖、弥助疵養生

○非人小屋頭権七の小屋にて某男首縊す。

・深川非人頭善三郎、不埒の儀により、彈左衛門により頭を取放たれる。

・身元不明の死骸、三日晒の後、取片付

のとも留置申候、御檢使奉願候由、右之彈左衛門申来二付、為檢使此方山本兵太夫、大隅守方永谷太次右衛門罷越改申候、

右一件、翌十八日召出吟味之上、新七儀者手鎖、弥助儀者疵養生申付之、

八

安永六酉年四月廿九日言上帳書抜

穢多

彈左衛門申上候、

一、深川先非人頭善三郎手下、本所一ツ目橋際ニ罷在候小屋頭権七焚木ニ致し候捨木入置候同所弁天門前河岸ニ建置小屋後之方、桁ニ古布ヲ結付、年求四拾歳余ニ相見候町人体之男、首縊相果居候を昨廿八日夕八時過見出候二付、此段御月番南御番所江御訴申上候得者、御檢使被下候、為御届申上候由、右之彈左衛門煩二付代儀右衛門申来二付、為檢使此方村田忠太夫、大隅守方中田平左衛門罷越改申候、

但、右非人頭善三郎儀不埒之儀有之、先達而非人頭を彈左衛門方取放、跡非人頭未出来不仕候旨、右儀右衛門申之候、

右一件、翌晦日右御番所江被召出御吟味之上、右首縊死骸三日晒被仰付候二付、昨日迄同所ニ晒置候得共、尋来候者も無御座二付、猶又今日右御番所江御訴申上候得者、右之者雜物者御取上、右死骸取片付候様被仰付候旨、同五月三日、右彈左衛門煩二付代佐七申来候、

九

寛政七卯年六月廿八日言上帳書抜

穩多頭

彈左衛門申上候、

○猿飼金兵衛の軒下に
捨子有り、翌日死去
により死骸取片付

一、昨廿七日夜八時頃、私囲内ニ罷在候猿飼金兵衛与申者之軒下ニ忒歳位ニ相見候男子捨有之候ヲ見出申候、
此段為御訴申上候由、右之彈左衛門申来候ニ付、養育致置追而貰人も有之候ハ、可訴出旨申付之、
右捨子虫気ニ而、今昼四時頃相果候旨、右之彈左衛門煩ニ付代太右衛門申来ニ付、右金兵衛江手下之者共
為立合、猶又彈左衛門方ニ而見分之上、死骸片付可申付旨申渡之、

十

寛政二戌年二月十六日

穢多頭彈左衛門退身被仰付、

同人悴浅之助幼年ニ付代

富右衛門

○彈左衛門第大次郎不
埒により、彈左衛門
退身押込。悴浅之助
跡を相続し、後見を
立てる訴え

右之者申上候、彈左衛門儀同人第大次郎御吟味一件ニ付不埒有之、河内守様江今日被召出、退身之上、
押込被仰付、跡相続之儀者、悴浅之助被仰付、尤幼年ニ付、手代共々後見之もの見立申上候様被仰付候、
此段為御訴申上候由、右之富右衛門別紙を以申来候、

初鹿野河内守信興、
北町奉行、天明八年
寛政三年

○嶺照院地内の小屋頭
弥七、自火に非ざる
を訴える。(史料十
七参照)

○囲内皮問屋清助、鞆
皮五枚語り取られる。
馬具屋

・鞆皮、史料五一によ
れば「カウカワ」と
振仮名をうつ。

十一

寛政十一未年正月廿九日言上帳書抜

穢多頭

彈左衛門申上候、

一、私支配非人頭善七手下、下谷坂本嶺照院地内罷在候小屋頭弥七并妻子共、昨朝渡世二出候跡、右嶺照院地内裏之方地藏堂屋根上より燃立候を見出候二付、早速非人寄集消留候跡相改候処、右弥七居小屋江火移候与相見、自火仕候義ニハ無之由ニ御座候、依之善七召連、此段為御訴奉申上候由、右之彈左衛門申來二付、以來怪敷者見当候ハ、捕押可訴出旨申付之、

十二

安永六酉年十二月十日言上帳書抜

稀多

彈左衛門申上候、

一、私囲之内ニ罷在候私手下ニ而、皮問屋清助与申者之皮売場、宇田川町与兵衛店馬具屋ニ而、嘉兵衛与申者方江平日皮類売遣候二付、通帳面遣置候処、当月三日嘉兵衛清助方江罷越、鞆皮四五枚遣呉候様申置罷帰候処、同五日夜六時過、嘉兵衛使之由申、見知無之者、右通帳面を清助方江持參、鞆皮五枚遣呉候様申二付、右之皮五枚通帳面江記、皮共ニ右之者江相渡遣候処、一昨八日清助召仕清藏与申者嘉兵衛方江罷越候得共、先達而致約束候鞆皮者何故遣不申候哉与嘉兵衛申候二付、清藏申候者、右皮者当月五日其元遣之由ニ而、通帳面致持參候二付、右之者江鞆皮五枚相渡候段申候得者、通帳面ハ同日其方合書付

を以取ニ来候ニ付、相渡候由申、右之書付為見候間見候得者、清助名前ハ有之候得共、無印ニ而見覚無之手跡ニ御座候間、其段嘉兵衛江申候処、驚候体ニ而候得共、嘉兵衛も通帳面渡候ものを一向見覚無之者之よし、嘉兵衛方も御届奉申上候段申候由清助私方江申出候、然上者清助儀何者ニ歟右之皮を被語取候儀与奉存候、右語取候者、名住所并通帳面も相知不申候儀故、此段為御訴申上候由、右之彈左衛門申来ニ付、以来右之もの見当り候ハ、召捕可訴出旨申付之、

十三

安永九子年十二月九日南御番所言上帳書抜

穢多

彈左衛門申上候、

○車善七手下藤五郎菅
笠を拾得し、一ヶ月
後に彈左衛門に届出

○奉行所の指示

拾得物の三日晒。届
出遅延につき彈左衛
門に相應の咎を申付
けることを命じる。

右之者申上候、非人頭善七手下、弓町小屋持藤五郎居小屋前河岸江、古合羽籠老荷内ニ菅笠四蓋入流付有之候ヲ、先月八日昼四時頃見出候間、則引上ケ心得違ニ而私江今日為相知候間、右品持參、右藤五郎并組合京橋小屋持七郎兵衛、同六之助召連、善七方も差出候別紙書付写相添、右之彈左衛門申来候、右品者、三日晒置、不日可申出候、藤五郎儀、届延引之段不埒ニ付、可叱置者ニ候得共、非人之儀ニ付、彈左衛門方ニ而相應之咎可申付旨申付之、
右品主無之旨同十二日訴来ニ付、取捨申付之、

○抱非人伊助の拾得物、半年後に彈左衛門に渡し同人方にて売払い、代錢は伊助に与える。

十四

天明七末年

深川一色町河岸、小屋頭権太郎抱非人伊助拾取候品之儀ニ付、奉伺候書付
書面拾ひ候品々彈左衛門江相渡、同人方ニ而売払、代錢拾候非人伊助江とらせ遣候様、可申渡旨被仰渡、
奉畏候

未七月十六日

鳥 佐次右衛門

未正月十三日訴

伊助拾得物の訴

一、籠挾箱沓ッ

内

一、麻上下

沓具

一、大織古男小袖

沓ッ

一、縮緬古女小袖

沓ッ

一、縮緬古女帯

沓筋

一、雲才頭巾

沓ッ

一、木綿繼之蒲団

沓ッ

一、敷紙

式枚

一、木綿風呂敷

沓ッ

一、盃

沓ッ

一、吸物椀蓋

沓ッ

一、箸

七膳

一、小刀

沓本

一、数珠

沓連

但、右品々一併見苦敷品ニ御座候、

○拾得物の届出後の手続

○持主より申出のない拾得物の処理について平人と非人との間に差別

○抱非人七兵衛縮緬女小袖引解袴ツ等を拾得し、小屋主へ届出

右者、深川非人頭善三郎手下、同所一色町河岸小屋頭権太郎抱非人伊助儀、当正月十二日、深川橋富町川内ニ右品流通り候を見当り、拾ひ候よし、穢多弾左衛門訴出候ニ付、右町内江掛合、札建三日晒置候様被仰渡、晒置候得共主出不申候由ニ而、其段訴出、品者御取上ニ相成、猶又尋来候者も有之候ハ、可訴出旨被仰渡候处、当月七ヶ月ニ罷成申候、

書面之通ニ御座候拾ひ主平人ニ候得者、定例之通、拾ひ主江其品可被下置ものニ候得共、非人之儀ニ御座候間、例相札候处、拾ひ物非人江被下候例無御座候、向方御番所御掛ニ而品取捨被仰付候例御座候ニ付、右ニ見合候得者、品取捨可被仰付候哉奉存候、則例書相添、此段奉伺候、以上

未七月

嶋佐次右衛門

右品弾左衛門方ニ而売払、代錢伊助江とらせ可申候旨、同月十七日弾左衛門江申付、品々渡遣、

寛政六寅年十二月十九日言上帳書抜

穢多頭

弾左衛門申上候、

一、非人頭善七手下、三拾間堀六町目河岸小屋頭三右衛門抱非人七兵衛儀、当月十四日昼時頃、紙屑拾ひ稼ニ罷出候途中、松村町河岸ニ縮緬女小袖引解袴ツ、紅裏裾廻し緋縮緬引解、紙ニ包捨有之候を拾ひ来候ニ付、右三右衛門儀右町内江罷越、家主勘兵衛庄五郎江相頼、近辺承合候得共、主出不申候ニ付、右之趣善七江申聞、今日私方江申出候、依之右品持参、右七兵衛召連此段為御訴申上候由、右之弾左衛門煩ニ付代太右衛門申来ニ付、拾ひ取候町内江掛合三日札建置追而不可訴出旨申付之、
右品札建置候得共、尋来候ものも無之ニ付則持参、同廿二日訴来ニ付、取上之、

○拾得物は非人身分に不相応のため、彈左衛門方にて売払い代錢を非人に与える。

○抱非人新助、米壹俵拾取し、小屋主と組合が町内自身番屋に掛合う。

○町役人は拾得物の届出なしと述べ、車善七は彈左衛門へ拾得物の届出をする。

○奉行所の指示

○持主申出のないことを彈左衛門方より奉行所に訴

右品月数相立候得共、主出不申候二付、右品七兵衛江相渡可申処、身分不相応之品二付、彈左衛門方ニ而売払、代錢可相渡旨翌八月十四日申渡候処、八百文二売払、代錢七兵衛江相渡候旨、同十七日右彈左衛門煩二付代佐七訴来候、

十五

天明七未年五月五日書上帳書抜

穢多頭

彈左衛門申上候、

一、非人頭善七手下、京橋竹町河岸ニ罷在候小屋頭三平抱非人新助儀、昨四日朝六時過、紙屑拾ひニ罷出候途中、通三町目南側中程新道角明キ店前井戸際ニ而、米壹俵拾取、抱主三平居小屋江持帰候二付、三平并同人組合小屋頭千松、三五郎儀、通三町目自身番屋江罷越、承合候処、右儀捨有之候儀并新助拾ひ取候儀共不存旨、右町役人申聞候段、善七儀私方江申出候二付、則右品持参、当人召連、此段為御訴申上候由、右之彈左衛門煩二付代初右衛門申来候、
拾取候町内江掛合、札建三日晒置不日可申出、通三町目町役人共別段呼出し、右之段申聞置候、

右

九日

彈左衛門申上候

前書之米晒置候得共、尋来候もの無御座候二付、則持参、為御訴申上候由、右之彈左衛門煩二付代初右衛門申来候、
右品上置、其所江掛合置、以来尋来候者も有之候ハ、可申出、

十一日廿日

彈左衛門申上候

○半年後、拾得物の米を拾主新助に与える

前書之米、昨十九日私被召出御渡被下置、非人新助江とらせ可遣旨被仰渡、難有仕合奉存候、則右米新助江相渡申候、此段申上候由、右之彈左衛門煩ニ付代初右衛門申来候、

被聞置、

右品取上、六ヶ月見合候得共、主無之ニ付、同年十一月十九日拾ひ人新助江とらせ可申旨、彈左衛門江申渡、品渡遣、

十六

寛政元酉年十月六日言上帳書抜

穢多頭

彈左衛門申上候、

○抱非人五郎兵衛往還にて花色木綿半合羽老ッ拾取

一、非人頭善七手下、小石川伝通院地内ニ罷在候小屋頭三左衛門抱非人五郎兵衛儀、昨五日夜六半時頃、浅草田町迄葉調差遣候処、同所式町目往還ニ而花色木綿半合羽老ッ拾ひ取候旨、今朝善七方申出候ニ付、右品持参当人召連、右之彈左衛門煩ニ付代半次郎申来ニ付、右品拾取候町内江掛合、三日札建置不日可訴出旨申之、

○奉行所の指示

右品晒置候得共、主出不申候旨、同九日訴来ニ付、右品取上、猶又拾ひ取候町内江懸合、以来尋来候者も有之候ハ、可訴出旨申付之、

右品此節迄見合置候得共、主出不申候間、翌戊年四月廿七日穢多頭浅之助後見佐七井非人頭善七呼出し、

右品佐七江相渡、拾ひ人五郎兵衛江渡遣候様申付之、

十七

○囲内の長吏・猿飼、
非人にかかわる火事
についての弾左衛門
方の仕来

- 一、私囲内手下長吏・猿飼并御当地非人、自火有之候節、他所江火移類焼仕候節者、
御公儀様江御訴奉申上候、
- 一、他所江火移不申候得共、間口拾間以上焼失仕、又ハ怪敷火与相見候節者、小火ニ候共御訴奉申上候、
- 一、御当地寺社境内并町方端々ニ罷在候非人共、自火有之、他所江火移不申小火ニ候共、其寺社又者町方
御公儀様江御訴申上候節者、私方も御訴奉申上候儀ニ御座候、
- 一、御成当日自火有之候節者、小火ニ候共、御訴奉申上候儀ニ御座候、
- 一、平日拾間以下焼失之分者、是迄御訴不申上候仕来ニ御座候、
- 一、私手下長吏共并非人共自火有之、間口拾間以下焼失仕候節者、十日押込申付候仕来ニ御座候、
- 一、間口拾間以上焼失仕候節者、三十日押込申付候仕来ニ御座候、
- 右就御尋、乍恐以書付奉申上候、以上、

未十月二日

浅草

弾左衛門印

右者、寛政十一未年十月、下谷嶺照院境内非人小屋頭弥七小屋合怪火ニ而焼失致し候節、弾左衛門方
訴方并咎等之程合不相分候ニ付相尋候処、差出候事、

(史料十一参照)

「記事条例」

穢多非人之部

- 十八 非人川端草生之内ニ而衣類等風呂鋪ニ包有之候を拾ひ取候訴、
- 十九 御仕置者晒中、非人番人足ニ出、往還ニ而鼻紙袋拾ひ取、内ニ丸薬入有之候ヲ服用致し右品持参訴、
- 二十 非人寺院門前ニ而金子拾ひ取候訴、
- 二十一 田舎渡り非人御代官所ニ而金子拾ひ取候訴、
- 二十二 非人小屋物置ニ幼年者之死骸有之候旨訴、
- 二十三 非人町方ニ而金子拾ひ取候訴、
- 二十四 非人町方芥捨場ニ而煙草入きせる拾ひ取候訴、
- 二十五 長吏女房小屋物置ニ而衣類拾ひ取候訴、
- 二十六 往還ニ而葵御紋附候品取受、人形衣裳之類箱ニ入有之候ヲ非人拾ひ取候訴、
- 二十七 非人手下内ニ居候者、石橋際ニ而血付候傘、中程ニ切れ有之候ヲ拾ひ取候訴、
- 二十八 非人居宅押入、内ニ入置候錢箱紛失致し候を、畑道ニ捨有之候旨訴、
- 二十九 抱非人立出相婦不申、其後途中ニ而行逢候節、脇差を帯居候ニ付、相咎候得者、素々非人ニ者無之、何宿誰悴之由申聞、猶又近々可参間、夫迄脇差預り呉候様相頼候ニ付、預り置候処、尋不参間、申置候宿内江罷越、相尋候得共、其名前之者無之ニ付、品持参訴、
- 三十 無宿体之もの溜小屋内江頬冠り致し立入候ニ付、声掛候得者逃去候跡ニ、小裁着類老ツ捨有之候訴、

- 三十一 小屋内ニ而錢其外衣類紛失訴、
- 三十二 非人番小屋江名住所不存男、革状箱持參致し、預ケ置立出候俣、取ニ不參旨訴、
- 三十三 彈左衛門腰掛所ニ有之葉籜紛失訴、
- 三十四 非人宅前ニ而怪敷者見掛候ニ付、可捕押与致し候内、疵受取逃し候旨訴、
- 三十五 非人町方ニ而拾ひ物致し候訴、

十八

天保三年辰八月二日

穢多頭

彈左衛門

○抱非人庄藏結城木綿
等を拾得

○奉行所の指示として
町役人呼出し

一、右之者申上候、非人頭藤左衛門手下、麻布宮村町小屋頭病死五兵衛抱非人庄藏義、先月廿九日昼九時頃、紙屑拾ひに罷出候途中、赤羽根橋心光院前通川端草生之中ニ而、結城木綿藍方筋男袷、木綿兼房小紋綿入半天衣、同浅黄中形襦袢、博多織男帯一筋、紺木綿脚半一足、広棧留風呂敷ニ包捨有之候を拾ひ取候ニ付、右品持參、為御訴申上候由、右之彈左衛門右庄藏引連同意申來候、右者、最寄飯倉町丁役人呼出し、右品札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、右品晒置候得共、尋來候もの無之旨、同五日訴來ニ付、品取上置、穢多頭彈左衛門呼出、追而可及沙汰旨申渡之、

十九

天保三年辰八月廿六日

穢多頭

彈 左 衛 門

○抱非人松五郎、木綿の鼻紙袋壹つ拾得

一、右之者申上候、非人頭千代松手下、四谷塩町貳丁目地福院地内小屋頭卯之助抱非人ニ而、当時千代松圈内役組頭八郎右衛門元小屋ニ差置候松五郎儀、当月廿一日、当御役所御懸囚人老入、於浅草火罪御仕置相成候ニ付、右晒中番人足ニ罷出候処、同日昼九時頃、御仕置場外往還ニ而木綿古鼻紙袋壹、内ニ金子入老・丸薬ニ包拾ひ取候処、其節時候ニ当候哉、気分相勝不申候間、右丸薬者服用致し、包紙者取捨候旨申出候、依之右品持参、為御訴申上候由、右之彈左衛門右松五郎引連同意申来候、右者、最寄山谷浅草町町役人呼出、右品札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、右品晒置候得共、尋求候もの無之旨、同廿九日訴来ニ付取上之、

二十

天保三辰年十月十七日

穢多頭

彈 左 衛 門

○抱非人嘉市、沓朱銀四ツ拾得す

一、右之者申上候、非人頭千代松手下、同人圈内小屋頭弥七方ニ居候嘉市儀、昨十六日夕八時過、浅草並木町辺江罷越立戻り候途中、浅草寺地中正智院前ニ而、沓朱銀四ツ紙ニ包捨有之候を拾ひ取候旨申出候、則持参為御訴申上候由、右之彈左衛門、右嘉市引連同意申来候、

○奉行所の指示

右老朱銀上置、浅草寺地中地守呼出し、其所江札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、右札建晒置候得共、尋来り候もの無之旨、同廿日訴来ニ付、弾左衛門呼出、追而可及沙汰旨申付之、

二十一

天保四巳年五月廿一日

穢多頭

弾左衛門

○田舎渡りの抱非人の新八、金壺両二分、真鍮錢三文を拾得す

一、右之もの申上候、代々木非人頭久兵衛手下、武州豊島郡柏木村小屋頭半四郎抱ニ而田舎渡り非人新八儀、一昨十九日稼ニ罷出候途中、山本大膳様御代官所内藤新宿下宿往還ニ金壺両二分、真鍮錢三文捨有之候を拾ひ取候旨申出候、依之右金子持参、為御訴申上候由、右之弾左衛門右新八召連申来候、右金子者上置候様申渡之、

○奉行所の指示

右金子拾ひ取最寄四谷太宗寺門前町役人呼出、其所江札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、右金子晒置候所、尋来候もの無之旨、同廿五日訴来ニ付被聞置、弾左衛門呼出、追而沙汰可及旨申付之、

二十二

天保四巳年十一月廿三日

穢多頭

弾左衛門

○抱非人三次郎の居住の物置小屋に十才余の男の死骸あり。組合小屋頭等立合の上

一、右之もの申上候、非人頭千代松手下、谷中感応寺門前代地浅草山川町裏通砂利場小屋頭佐右衛門抱非人

検分し彈左衛門へ届出

榑原主計頭忠之、北町奉行、文政二年、天保七年

○奉行所の指示として死骸三日晒し、尋人なきにつき、死骸の仮片付を申付。

○抱非人利兵衛、忝朱銀五両三朱拾得

○奉行所の指示

三次郎儀、佐右衛門物置小屋ニ平日罷在、同人儀浅草溜上番役相勤、独身ものニ付、当番之節者火之元為心得之、三次郎者佐右衛門伯父之儀ニ付被頼、寐臥致し候、然ル処昨十二日、佐右衛門儀当番相当、昨朝溜江相話候間、三次郎儀同暮六時頃、右物置小屋入口開戸建寄置、佐右衛門方江罷越、同夜五半時頃幼年之悴を懷キ臥り、今朝六半時過起出右物置江立帰り候処、右開戸明キ有之、小屋ニ年来十二二位之男子死骸有之候間驚、早速佐右衛門呼寄、組合小屋頭共立合見候処、右死骸髪毛前之方月代剃、両鬢後とも三ヶ所結、衣類者木綿藍島布子同麻之葉染襦着し、古絹細帯忝重廻し前之方ニ而メ、残を首筋忝重廻し、鎖メ殺候体ニ而俯臥、口ハ血出、面部所々摺疵有之、衣類濡れ、町人体之様子ニ相見候、為御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、為検使、従此方安原善藏、従主計頭方杉浦太郎左衛門參候、右一件、翌廿四日召出し、死骸三日晒申付之、右死骸晒置候処、尋来候者無之旨、同廿七日訴出ニ付、死骸仮片付申付之、

二十三

天保六未年十一月廿四日

穢多頭

彈左衛門

一、右之者申上候、非人頭千代松手下、靈岸島町河岸小屋頭長五郎抱非人利兵衛儀、当月廿一日雪踏直シニ罷出、同日夕八時過、大伝馬町貳丁目罷通り候処、同所往還ニ而忝朱銀五両三朱反古ニ包候仮拾取候旨、右千代松、利兵衛召連、私方江申出候、為御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、右金子拾ひ取候所ハ懸合、札建三日晒置、不日可訴出旨主計頭方ニ而申付之、

但、金子者取上置、

二十四

天保十一子年十二月廿日

穢多頭

彈 左 衛 門

○抱非人徳次郎、芥捨場にて革筒付提煙草入巻ツを拾得す。

○奉行所の指示

遠山左衛門尉景元、北町奉行、天保十一年、同十四年

意申来候、

右品其所江掛合、札建三日晒置、不日可訴出旨、左衛門尉方ニ而申付之、右品取上、追而可沙汰旨、左衛門尉方ニ而申付之、

二十五

天保十三寅年四月二日

穢多頭

彈 左 衛 門

○多摩郡下夕宿村長史宇右衛門妻津屋、物

一、右之者申上候、武州新座郡館村長史小頭与右衛門組下、同州多摩郡下夕宿村長史宇右衛門女房津屋儀、先月廿三日夕七時頃、小屋統物置家江罷越候処、同所ニ木綿藍堅島古袷羽織巻ツ、絹御納戸小紋古女小

置にて木綿古袷羽織
老等を拾得す。

○奉行所の指示

袖老ツ、捨有之候を見出し拾取候旨宇右衛門申出候、依之右品持參爲御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、

右者、其所江札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、

右品晒置候得共、尋来候もの無之旨、同七日訴来ニ付取上、追而可及沙汰旨申付之、

二十六

天保十四卯年十月廿九日

○松右衛門手下初太郎
葵紋のある品を取受
け、彈左衛門に届出。

一、浅草彈左衛門申上候、私支配品川非人頭松右衛門手下初太郎儀、一昨廿七日紙屑拾罷出候途中、芝切通

往還ニ而人形衣裳之類、葵御紋附候品取受由、三拾七并箱ニ入候墨耒挺、蓋無之箱ニ手遊之類七品入、捨有之候ヲ拾取持帰り申候、則持參爲御訴申上候由、右之彈左衛門右初太郎召連申来候、

右品取上之、尤其所之町役人江も不申聞、持帰候段、急度叱置候様、右彈左衛門江申付之、

卯十一月二日

○町役人へ届出なかつ
たことを非人の落度
として急度叱を彈左
衛門に命じる。

一、右場所者、芝青松寺門前・同所青龍寺門前持合御預場所に付、前書之始末、彈左衛門江昨夜申聞候趣ニ而、右町役人共も訴来之ニ付、右取上之品、以来尋来候ものも有之候ハ、可訴出旨申付之、

二十七

弘化元辰六月十三日七時

浅草

彈左衛門

○車千代松手下の熊次郎血痕のある傘を拾取る。

○奉行所の指示として三日晒と共に風聞の閉込みを命じる。

○上州世良田村長吏卯右衛門、居小屋脇細工所にて金四十両余脇差壹腰を盗まれ名主に届出る。

○小頭より弾左衛門に届出、また弾左衛門奉行所に訴える。

一、右之もの申上候、私支配非人頭千代松手下、下近坂本入谷嶺照院地内小屋頭ニ而当時右千代松手下内
ニ罷在候熊次郎儀、昨十二日夜九半時頃、浅草寺領山之宿町・花川戸町・材木町、右三ヶ町持にて溜道
通々千代松圈内江通行致し候石橋際ニ而、傘壹本拾ひ取、相改候処、中程横ニ刃物ニ而切掛ケ候様相見
候跡、式ケ所血薄所々ニ付柄竹切口ニ松与申文字彫入有之候を拾ひ取、右千代松江申聞、一同私方江申
出候ニ付、則持參為御訴申上候由、右之弾左衛門右熊次郎召連同意申来候、
右品其所江掛合、三日晒置不日可訴出旨申付之、且怪敷風聞等聞込候ハ、是又可訴出旨申付之、
右品三日晒置候得共、尋參候もの無之旨、同十六日訴来に付右品取上之、

二十八

弘化二巳年正月廿七日

浅草

弾左衛門

私支配上州新田郡世良田村長吏小頭藤十郎組下、同村長吏卯右衛門儀、家内之者共一同、去未十二月廿五日
夜、居小屋脇細工所ニ而草履作居候処、居小屋之方ニ而物音致し候間、罷越見候処、建寄置候戸明有之候間
驚、小屋内相改候処、押入内ニ入置候錢箱壹、内ニ金四拾兩式分式朱・錢四百文、拵付脇差壹腰、紛失致し
候処、右錢箱者同村之内字大久保、下新田与申細道ニ捨有之候間持帰、小頭藤十郎江申聞取入置、其段同村
名主次郎右衛門江相届置候、然処右脇差者同村百姓源兵衛与申者、同村畑道ニ而拾候旨に而、右次郎右衛門
方合為知来候間、罷越見改候処、前書紛失之品ニ相違無之候間、書付差出、脇差預り可置旨、右藤十郎儀私
方江届出候ニ付、右卯右衛門引連、此段去ル廿四日、右番所江御訴申上候、御札之上御帳ニ御記被置候、

二十九

弘化二巳年五月十二日

穢多頭

彈 左 衛 門

○小屋頭辰五郎が抱非人とした吉蔵に錢一貫六百文を貸与し、担保を預るが返済を求めて彈左衛門に訴える。

右彈左衛門申上候、私支配野州芳賀郡七井村長吏小頭茂左衛門手下同国那須郡森田村非人小屋頭辰五郎方江、去々卯年十二月中非人之由申、吉蔵与申者罷越候間、辰五郎抱非人ニ致し、其後暇遣し辰五郎令吉蔵江錢壹貫六百文余貸遣し、返済之替り木綿襦半袴・風呂敷袴、同人令辰五郎江預置、其後吉蔵義小屋江不立戻、脇差を帯、森田村ニ而茂左衛門組下長蔵行逢被咎候処、素令非人ニ者無之、同国宇都宮下河原町池田屋新兵衛悴ニ而、同所ニ伯父有之、同人より借受候品故、来ル八九月迄ニ伯父同道ニ而可參候間、夫迄預り呉候様申候間預り候得共、不日無之候ニ付、茂左衛門・長蔵同道致し池田屋新兵衛与申もの相尋候得共、右名前之もの無之、右脇差并預り置候襦半并風呂敷持參、為御訴申上候由、右之彈左衛門煩ニ付代清右衛門、右辰五郎・長蔵引連同意申来候、

奉行所の指示

鍋島内匠頭直孝、

北町奉行

天保十四年

嘉永元年

右脇差者取上、襦袴并風呂敷者彈左衛門仕来之通可致旨、内匠頭方ニ而申付之、

三十

弘化四未年正月二日

穢多頭

彈 左 衛 門

○無宿休の者、小屋頭

右之もの申上候、非人頭善七手下、三拾間堀老町目河岸小屋頭音次郎儀、旧臘廿八日浅草溜見張横目当番罷

音次郎小屋に立入り、絹縫の着類等を置いた処、見咎められて、右品を置き忘れて逃走

○奉行所の指示

○小屋頭長助の下に非人手下となることを望む者来り、その者、着類等を盗み、逃去る。

○奉行所の指示

出、悴勇藏儀打臥罷在候処、翌曉七時頃物音致し候二付、目覚起出見候得者、無宿体之もの頬冠致し立入、怪敷存声掛候処、周章逃去候二付、小屋内改見候得者、土間ニ絹継之小裁着類壹捨有之候旨、右之善七・音次郎召連私方江訴出候、為御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、

右品三日晒置不日可訴出旨申付之、

右品晒置候得共、尋来候もの無之旨、同五日訴来に付取上之、

三十一

弘化四未年三月廿四日

浅草

彈左衛門

右之もの申上候、私支配非人頭松右衛門手下、芝式本樓正満寺地内小屋頭長助小屋江、当月廿日龜吉申来式拾式三位ニ相見候男罷越、非人手下ニ相成度旨申聞、出所等承合せ居候内、同人立出相帰不申候二付、小屋内取調候処、着類壹・手拭老筋・錢式貫式百文并雪踏直シ籠道具一式紛失致し候、全同人所業ニ可有之哉与奉存候、為御訴申上候由、右之彈左衛門申来候、右之もの以来見当り候ハ、捕押可訴出旨申付之、

三十二

嘉永三戌年五月廿二日

穢多頭

彈 左 衛 門

○革状箱老ツ、抱非人
佐吉妻きの預り置き、
請取人の不参により
佐吉、彈左衛門に訴
える。(史料三七参
照)

○三日晒の後、持主訴
え出る。奉行所は書
付を取りこれを持主
に返還。

三十三

嘉永四亥年六月十日

穢多頭

彈 左 衛 門

○彈左衛門、奉行所腰
掛にて薬罐・錠前各
老ツ紛失したことを
訴える。

三十四

嘉永五子年正月六日

穢多頭

彈 左 衛 門

右之もの申上候、非人頭久兵衛手下、武州豊島郡下板橋宿乘蓮寺地内小屋頭五兵衛抱非人佐吉番小屋江、去
ル十八日暮六時頃、名住所不存男佐吉留守江罷越、革状箱老差置、暫時預置呉候様申二付、同人妻きの義、
無何心預置候処、其俣取ニ参不申、且暮時ゆへ耽与面体見留不申候、為後日申上候由、右之彈左衛門申来候、
右品三日見合置、不日可訴出旨対馬守方ニ而申付之、
右品見合置候処、本所松井町家主伊兵衛所持之趣、同廿四日訴来候二付、相違も無之候ハ、書付取之、
受取渡可致旨対馬守方ニ而申付之、

右之もの申上候、一昨八日御用有之、北御番所江私手代老人罷出候処、御門前私方腰掛所江兼而差置候薬罐
老・錠前老紛失致し居申候、為後日申上候由、右之彈左衛門申来候、

○非人市助、棒術をもつて怪敷者二人と格闘す。二人の脇差を落し取るが捕逃す。これを弾左衛門に上申。

○奉行所の指示として手掛りの探索を命じる。

井戸対馬守寛弘、北町奉行、嘉永二年、安政三年

○非人文吉、絹糸打紐品々を拾取り、弾左衛門に上申

○奉行所の指示

三日晒の後、持主出来せざるにつき、その品を町番所へ取上げを命じる。

右之もの申上候、私支配相州大住郡曾谷村之内字跳長吏小頭兵左衛門手下、同村非人小屋頭権右衛門下小屋、同郡平澤村小屋主市助儀旧臘廿五日夜九時頃、同人家前二何ものとも不知、脇差を帯候男一人罷在候間、見咎候得者、利不尽ニ脇差を抜可切掛与致し候間、携候檜棒を以立向候、跡より猶一人同様脇差を抜切掛ケ、左式之腕壹寸程疵受候二付、右脇差を打落捕押可申与存候内、兩人共逃去申候、尤闇夜之義ニ付面体格好等見留不申候、依之右品持參、為御訴申上候由、右之弾左衛門申来候、

右脇差者取上、以来手懸も有之候ハ、可訴出旨対馬守方ニ而申付之、

三十五

嘉永五子年正月晦日

穢多頭

彈左衛門

右之もの申上候、非人頭善七手下、同人圈内小屋頭文吉儀、当月廿五日雪踏直ニ罷出、同日雪降、下谷町式丁目相通候処、同町啓運寺門前脇を絹糸打紐品々・小田原桃灯壹張・帳面老冊・木札壹枚・はたき壹本・物指壹本・書付壹通・洪紙老枚・骨柳壹・風呂敷壹、捨有之候ニ付拾ひ取候旨、右之善七、文吉召運、私方江申出候、為御訴申上候由、右弾左衛門申来候、

右拾取候町内江掛合、札建三日晒置、不日可訴出旨、対馬守方ニ而申付之、

右品晒置候得共、尋来候もの無之旨、二月三日訴来二付、同番所江取上、追而沙汰可及旨申付之、

対馬守殿江相談もの

穢多頭彈左衛門の相書御触、為相触候儀取調申上候書付

吟味方

○人相書の御触につき
奉行所から彈左衛門
への伝達の手続

・御成・公家衆参向・
鳴物停止・出棺・改
元・人相書御触は月
番所において彈左衛
門に申渡す。

・御成の外は彈左衛門
への申渡しの手続が
とられなかった。こ

今度人相書御触出候二付、穢多頭彈左衛門江御触之趣申渡、配下之者江為相触候儀与被思召候処、元来是迄都而之御触事等申渡候仕来も可有之候間、取調可申上旨被仰渡、此儀

御成之節ハ、彈左衛門呼出申渡候得共、御触事等申渡候儀者無之候間、同人呼出相尋候処、先年囲内今出火致し記録焼失仕候二付、年古儀者相知兼候得共、近来年号改元・金限吹替等被仰出候節、御月番御番所二において被仰渡有之、其外御触事等之被仰渡者無之旨申立候二付、御役所書物得与取調候処、三十八年以前戊年中、御触事等何れ今申通、相弁罷在候哉之旨彈左衛門江相尋候節、

御成、公家衆参向、鳴物停止、
御出棺、年号改元、人相書御触出候節、

御月番御番所今被仰渡来候旨書上候留有之、然ル上者前々ハ右廉々於当番所申渡候処、当時者、

御成之儀而已申渡、其餘ハいとなく相止候故、既彈左衛門も前文之通相心得罷在候儀与相聞候間、以來之儀前書之廉々者勿論、其外穢多非人之身分二而も相弁可然、御触事等ハ其度々勘弁致し、彈左衛門江申渡、配下之もの江為相触候様、改而当番方江被仰渡可然哉二奉存候、以上、

れを改め、その都度、考勘し、彈左衛門へ申渡すことを奉行所の評議として決定。

右評議仕候趣、書面之通御座候、可然思召候ハ、対馬守殿江も御相談御座候御儀与奉存候、依之別紙先年之書上写相添、此段申上候、以上、

亥五月

東条八太夫

中村次郎八

東条八太郎

中田郷左衛門

原善左衛門

安藤源五左衛門

稻沢孫一兵衛

○彈左衛門への触れについて南北奉行所で見解を統一す。

書面御触事等彈左衛門江申渡方之儀ニ付、御向方類役取調申上候趣一覽仕候処、外可申上廉無御座候、此方当番方江も同様被仰渡、可然哉与奉存候、

亥五月

北吟味方

諸事留帳之内書抜

一、従往古、私江被仰渡候御触等何れ有之相弁罷在候哉之旨、就御尋乍恐左ニ申上候、

御成之節

御公家様御参向之節

○御成等の触れは彈左衛門へ申渡されるが、金銀細工の触等についてはそのことな

いと上申。

御停止之節

御出棺之節

年号改元之節

御尋もの人相書御触之節

右者御月番御番所様今被仰渡、其外此度御尋御座候銀細工御触ハ勿論、宗門又者博奕、都而御法度之趣、御番所ニおいて御触等被仰渡候儀無御座候、且最寄町方今も申通之儀も無之相弁不申候、此段乍恐以書付奉申上候、以上、

文化十一年

浅草

戌十一月十一日

弾左衛門 印

三十七

嘉永三戊年五月廿二日言上帳書拔

○史料三参照

一、穢多頭弾左衛門申上候、私支配代々木非人頭久兵衛手下、武州豊島郡下板橋宿乘蓮寺地内小屋頭五兵衛勸進場所、同郡上板橋宿火之番同抱非人佐吉番小屋江当月十八日暮六時頃、面体不存男罷成、打紐ニ而結有之候革状箱耆持参、宿内問屋場迄罷越候内、預呉候様申聞候ニ付、佐吉留守中ニ付、同人妻紀乃儀、無何気入口椽之上江為差置候処、其俣右之者不立戻、同夜四時頃右佐吉立戻、所々相尋候得共、行衛相知不申候旨、抱主五兵衛江申出、右久兵衛より私方江訴出候間、右品持参、当人召連為御訴申上候由、右之弾左衛門申来ニ付、右品三日見合置不日可訴出旨申付之、

同廿四日

○源八が五郎吉に右品をもたせて同道し、途中五郎吉行方知れずとなり、三日後に立戻り抱非人佐吉小屋へ右品をあずけた始末を申し述べる。

○抱非人五郎兵衛、芥溜にて木綿袴等を拾取る。彈左衛門へ上申

右彈左衛門申上候、右品三日見合置、御訴可申上旨被仰渡候、然処本所松井町目伊兵衛店人宿源八より被頼候由二而、下板橋宿松五郎与申者、昨廿三日右小屋江罷越、小屋頭五兵衛江申聞候二者、当月十八日右源八儀、御出入屋敷様より被頼相、同人寄子五郎吉与申者二右品為持、同人俱々御使二罷越候途中、同人儀行衛相知不申候処、同二十一日病氣之由二而立戻、前書之始末申聞候二付、私より当御番所様江御訴申上置候旨、五兵衛より申聞候趣を以、非人頭久兵衛より今日私方江申出候間、当人引連為御訴申上候由、右之彈左衛門申来二付、右品相違も無之候ハ、町役人立合書付取受、取渡可致旨申付之、

右彈左衛門申上候、右源八立合之上、右品相渡一札取置候旨、右久兵衛届出候二付、為御訴申上候由、同廿七日申来候、

右取調候処、□□□例無之候間、右之通下知申渡、当彈左衛門方主而先例有之哉相尋候処、有之趣二付、書出候様申付置候処、同月七日左之書付一通一冊差出ス

三十八

弘化二己年十一月十一日言上帳書抜

一、穢多頭彈左衛門申上候、私支配品川非人頭松右衛門手下、芝式本樓正徳寺地内小屋頭長助抱非人五郎兵衛儀、昨日朝五時頃古木拾二罷出、麻布永松町式丁目川岸自身自番屋後芥溜内二而木綿袴袴・同羽織一、拾取候旨松右衛門方より訴出候二付、則持參、御訴与して申上候由、右之彈左衛門、右五郎兵衛召連申来二付、其所江札建三日晒置、不日可訴出旨申付之、
右品晒置候処、右品者、三田実相寺門前長助店五郎兵衛取落候品之旨、松右衛門方江申出候二付、渡遣

○持主五郎兵衛、申出
るにつき、町役人立
合の上、書付を受取
り、右品を渡す

○三河国設楽郡片山村
長吏頭弥五七、彈左
衛門の手下になるこ
とを願う。
地頭の留守居の添簡
を、名主代弁吉に差
添えて、彈左衛門に
申出る

○地頭留守居淵名大之
進の添簡

度、為御訴申上候由、右之彈左衛門申来ニ付、右品持參、相違も無之候ハ、町役人立合書付取受取渡可
致旨、

三十九

慶応三卯年七月十七日書上帳写

一、穢多頭彈左衛門申上候、三州設楽郡片山村長吏頭弥五七儀、私支配手下相成度段、御地頭菅沼左近将監
様江願出候処、御聞濟相成候趣ニ而、同留守居淵名大之進与申仁之添翰を以、右片山村名主九郎兵衛
代弁吉差添申出候ニ付、子細承札候処、外ニ差支之筋も無御座候間、願之通手下ニ可仕候哉、尤関外奥
州白川郡棚倉町之内千駄櫃村長吏小頭清七外咄人義、宝曆度私支配相成候儀御座候、依之右添翰写相添、
此段相伺候由、右之彈左衛門申来候、
右長吏頭弥五七儀、支配ニ可致旨申付之、

御添簡写

菅沼左近将監領分

三州設楽郡片山村長吏

弥五七

右弥五七儀今度出府、其元配下ニ相願度旨申聞候間、願之通被聞届候様致度、頼入存候、依之右弥五七差
出シ、以添簡申達候、以上、

七月

菅沼左近将監内

彈左衛門に殿付け

○宝暦年間の奥州白河郡棚倉長吏小頭に就いての先例

宝暦子六年

非人の背反により難儀する長吏小頭、彈左衛門の手下になることを願う。

○豆州・甲州の各長吏を彈左衛門手下にした先例。

○棚倉地頭に彈左衛門より願出て許可を得る。

宝暦六年

○右書面をもって町奉行所へ伺い、更に翌日左の書面を提出。

例書

乍恐以書付奉伺上候

淵名大之進 印

彈左衛門殿

奥州白河郡棚倉長吏小頭

清七

庄吉

右兩人之者共之手下ニ罷在候非人共、近年相背候而、右長吏共家職ニも差障り候儀有之、難儀仕候由ニ而、此度私手下ニ罷成申度段、相願申候間、従往古手下ニ仕来候間八州外之長吏、新ニ手下ニ仕候例相糺候処、久敷儀故書付等者無御座候得共、年来不相知、豆州之長吏を手下ニ仕候、其後三十七八年程以前、甲州谷村之長吏を手下ニ仕候例御座候、依之奥州棚倉御地頭、小笠原内膳正様江右願出候趣を申、手下ニ仕候而茂不苦義ニ御座候哉与相伺候得者、御構も無御座候間、可相成義ニ候ハ、願之通致候様ニ被仰候、右清七・庄吉、願之通手下ニ可仕哉、乍恐奉伺候、以上、
子三月廿五日

浅草

彈左衛門 印

右之通相認 御月番南

土屋越前守様御番所江御伺奉申上候得者、

御当番様ニ而外差障等之有無御尋之上前段書面被仰付候間、翌廿六日左之通書面奉差上候、

彈左衛門資料に関する基礎的研究 (一)

土屋越前守正方、南町

奉行

宝曆三年、明和四年

在任

奥州白川郡棚倉長吏小頭

清七

庄吉

○甲州・豆州の各長吏
小頭を弾左衛門手下
にした宝曆六年の先
例

棚倉長吏小頭を弾左衛
門手下にすることに
ついて、差障りないと弾
左衛門が上申する

宝曆九年、町奉行所は
棚倉長吏小頭が弾左衛
門手下となることを認
める。弥五七の例もこ
れになり、町奉行所
は認める。

右式人之者、此度私手下ニ罷成申度段相願候ニ付、昨廿五日以書付、願之通手下ニ可仕哉奉伺候得者、
手下ニ仕候而差障候ものも無之哉与御尋被為遊候、此義者昨廿五日奉書上候通、先年豆州之長吏を手下ニ
入候節も、三島川原谷村ニ罷在候三郎左衛門与申長吏小頭を手下ニ仕候旨、右三郎左衛門組下豆州之内
所々罷在候長吏共不殘今以右三郎左衛門組下ニ申付置、差障り候義無御座候、三十七八年程以前、私手下
ニ入候甲州谷村長吏伝助・市郎右衛門・久左衛門、此三人谷村一村之長吏小頭ニ而御座候、右三人之者共
願ニ付私手下仕候間、今以小頭ニ申付置候、此義も差障候もの無御座候、此度手下ニ罷成度段相願候右清
七・庄吉兩人者、棚倉長吏共之小頭ニ而御座候、尤外之支配を請候方も無御座、差障候者無御座候、勿論
此已後他国之長吏私手下ニ罷成申度段相願候者御座候ハ、此例を以
御番所江奉伺候上ニ而手下ニ可仕与奉存候、右之趣
御尋被為遊候ニ付、乍恐以書附奉申上候、以上、

子三月廿六日

浅草

彈左衛門 印

右之通相認奉差上候処、 御当番

小原六左衛門様、 峰谷新右衛門様御立合ニ而伺通、右長吏共支配ニ可致旨被 仰聞候ニ付、其段
依田和泉守様御勤役中、当

依田和泉守政次、北町
奉行
宝曆三年〜明和六年
在任

御番所様江御訴奉申上候得者、同様御聞置相成候段、御当番
都筑十左衛門様、中山源右衛門様御立合ニ而被 仰聞候、
右之通御座候、以上、

卯七月十七日

浅草

彈左衛門印

「記事条例」

穢多非人諸訴之部

目錄

(中略)

史料 四十〜五六

一、史料一〜一七に各々該当す。史料四十〜五六に附する注釈文は既に一〜一七の各箇条に附す。